

予定価格の事後公表に係る取扱い基準

平成 10 年 8 月 10 日 区長決裁

平成 21 年 8 月 27 日 一部改正

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

1. 入札・契約制度の透明性、競争性を高めるとともに、談合等の不正な入札の抑止に努めるため、予定価格の事後公表を実施する。

(公表対象)

2. 公表対象は、契約課案件のうち競争入札に付した案件とする。ただし、入札不調による随意契約は除く。

(公表時期)

3. 公表は、平成 21 年 10 月 1 日の入札から、落札後直ちに実施する。

(公表方法)

4. 公表は、契約課窓口において、入札結果表に予定価格を付記したものを閲覧するとともに区ホームページにおいて公開する。